

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成30年3月14日(水) 午後1時30分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項
3月定例会(3月2日)から付託された事件(議案7件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時30分 閉会 午後2時00分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成30年3月14日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆様、おつかれさまでございます。本日の出席委員については委員9人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、13日に引き続き、文教産業常任委員会を開会します。それでは、初めに、議案第14号「平成30年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。第1条「総則」から第9条「たな卸(おろし)資産購入限度額」までを一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 それでは補足説明を、私の方からさせていただきます。初めに収益的収入および支出予算でございますが、収入では年間給水量に応じた給水収益を5億4,760万円と見込みまして、営業外収益と合わせ7億3,275万5千円を計上しており、前年度に比べまして1,261万円の減額となっております。支出では営業費用として施設の維持管理費用や事業の運営に要する経費のほか、現金の支出を伴わない減価償却費等を費用化し営業外費用と合せまして、6億8,942万7千円を計上しており、前年度に比べまして2,471万1千円の減額となっております。次に資本的収入および支出予算でございますが、収入では建設改良工事の財源として企業債や国庫補助金等により2億1,104万円6千円を受け入れる予定としており、前年度に比べまして2,168万2千円の増額となっております。支出では建設改良費として配水管の布設替え工事や、田上浄水場整備工事を行う予定としておりまして、企業債償還金と合せ5億4,055万2千円を計上しており前年度に比べ2,249万4千円の増額となっております。なお支出額に対して不足します3億2,950万6千円につきましては減価償却費を主とした損益勘定内部留保資金等により補てんする予定としております。以上補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書3ページからのですね、予算の実施計画について、幾つかお尋ねをします。まず3条予算関係についてであります。4ページですね収益的支出の1目の原水及び浄水費の動力費の電力量についてであります。これは平成29年度当初予算と比較してですね、約1,700万円の増額計上となっておりますけれども、この要因について、お尋ねをいたします。

中野総務係長 増額の主な要因としましては、全体的には前年度から電気料金が値上がりをしておりまして、これを新年度予算にも反映したことによるものです。また、新たに田上浄水場が完成いたしまして、供用開始されますことから、これらの施設に伴う電気料金を新たに加えたことによるものです。

林委員 いま電力料の増額の要因というのが、田上の浄水場整備によるものだ

というご回答でありましたが、これは固定費が増額する反面、企業会計ですからその投資効果というの見込まれていると思います。このことに対する具体的な投資効果についてお尋ねいたします。

宗村水道課長 新田上浄水場では、これまでありませんでした、前処理施設や急速ろ過機、浄水池などの施設を整備し、監視制御機能も強化されていることから、安全な水道水を安定して供給できるようになります。特に、これまで地下水源より取水し 滅菌を行い送水しておりましたが、急速ろ過機ができることにより、クリプトスポリジウム対策も行えることから、より安全な水を供給することができます。また、平成 30 年度より整備を予定してます、油谷・日置地区連絡管の管路が完成すれば、新田上浄水場から日置の長行地区にも 水道水を送ることが可能となり、長行浄水場の負担を軽減することもできます。以上でございます。

林委員 次に 4 条関係の予算についてお尋ねします。6 ページの 1 目の配水管費についてですが、工事請負費として 2 億 1,300 万円が計上されております。これは老朽管布設替え工事を行うというものですけれども、平成 30 年度の工事実施予定箇所等についてお尋ねいたします。

内技術補佐 平成 30 年度の老朽管布設替え工事は 13 路線、2 億 1,330 万円となっており、平成 29 年度に比較して 4,220 万円の増額となっています。具体的な内容としましては、長門地区が 6 路線、油谷地区が 5 路線、三隅地区が 1 路線、日置地区が 1 路線の合計 13 路線となっております。

林委員 昨年の 3 月に策定されました長門市水道ビジョンによるとですね、私一般質問でも触れておりますけれども、今後 40 年間に関する更新需要を水道施設と管路に区分し見通しの、この試算が行なわれております。それにはですね 構造物及び設備、すなわち水道施設には 68 億円、それから管路には 49 億円の更新需要が見込まれると。これは合計で 117 億円となり、1 年間あたりでは 2.9 億円の投資を要することとなると記されております。老朽管布設替え工事に計上された約 2 億円というのは、数字的にはこれに合致しておりますけれども、老朽管を更新することによってですね、有水率の向上等の投資効果について重ねてお尋ねしたいと思います。

内技術補佐 老朽管の更新計画は、水道管の耐用年数 40 年を超えた基幹管路について、水道管の材質特性を踏まえ、管路の重要性や経過年数、劣化の進捗状況について総合的に判断したうえで、早期に更新の必要のある管を優先的に行っています。老朽管更新の効果といたしましては、耐震管に更新することにより、強靱な管路となり災害時でも安定して水を供給できることとなります。また、老朽管を更新することにより、漏水が防止できることから、漏水の目安として使用されている有収率の向上にも繋がります。以上です。

林委員 同じく予算書6ページの2目の構築物整備改良費の委託料として5,200万円がこれ計上されています。これは湯本浄水場の詳細設計業務ということでもありますけれども、先ほど私が触れました水道ビジョンの中にはですね、三上山の配水池の更新も記載されています。優先順位として平成30年度からは湯本浄水場から整備するということだと思いますが、その整備スケジュールと概算事業費についてお尋ねをいたしまして質疑を終わらせていただきます。

古田水道課主幹 湯本浄水場は昭和36年に建設されまして57年が経過しております。老朽化に加え、耐震性も有していない施設でありますので、湯本を中心に多大な影響が出るのが考えられますので、その解消を図るため整備するものです。スケジュールとしましては、平成26年度に基本設計を行い、平成27年度に上流側に隣接した民有地を浄水場用地として確保しております。平成30年度に詳細設計を行い、平成31年度からの4年間で建設する予定としております。概算事業費といたしましては、基本設計時においてですが、7.9億円としております。工事費については、地質調査を含めた詳細設計を平成30年度におこなえば、精度の高いものになるだろうと考えております。

南野委員長 ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号「平成30年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。第1条「総則」から第10条「他会計からの補助金」までを一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 下水道事業会計の補足説明をさせていただきます。初めに収益的収入および支出予算でございますが、事業収益は営業収益として年間有収水量に応じまして、水道使用料を5億1,243万7千円と見込み、他会計負担金など営業外収益と合せ17億4,239万8千円を計上しており、前年度に比べまして2,226万8千円の増額となっております。又、事業費用は営業費用として施設の維持管理費や事業の運営に要する経費及び現金の支出を伴わない減価償却費等を費用化し、企業債償還利息など営業外費用と合せまして17億1,649万4千円を計上しており前年度に比べて、4,296万6千円の増額となっております。次に資本的収入および支出予算ですが、資本的収入は資本的支出の財源として、企業債や国庫補助金等により9億5,142万6千円を受け入れる予定としており、前年度に比べまして4,058万2千円の増額となっております。また資本的支出は建設改良費として東深川浄化センターの汚泥消化槽改築工事や主ポンプ設備改築工事等を予定しており、企業債償還金と合せ13億8,565万3千円を計上してお

り、前年度に比べ 5,246 万 6 千円の増額となっております。なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 4 億 3,422 万 7 千円につきましては減価償却費を主とした当年度損益勘定内部留保資金等により補てんすることとしております。以上補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今、森野部長の方から平成 30 年度の当初予算に対する補足説明を頂きましたが、その中で、3 条 4 条ともすなわちですね、前年度予算と比較して収益、費用とも増額となっているというふうにご説明がありましたけれども、その増額となった理由についてお尋ねをいたします。

谷村下水道課長 平成 30 年度の収益的収入及び支出予算では、前年度当初予算に比べまして事業収益が約 2,200 万円、事業費用が約 4,200 万円の増額となり、資本的収入及び支出予算では、支出が約 5,200 万円、収入が約 4,000 万円の増額となっております。収益的収入及び支出予算の事業収益が増額となった主な理由といたしましては、昨年、総務省より基準内繰入れとなる分流式下水道に要する経費の算定において、全国統一した算定方法が示され、これに基づきまして基準内繰入額を算定したことにより、予算書 3 ページの予算実施計画にお示ししています営業外収益の他会計負担金が増額となったもので、事業費用が増額となった主な理由といたしましては、施設や設備の老朽化が進んでいることから故障等による事故を未然に防ぎ、安定した運転を維持していくため、予算書の 4 ページから 5 ページの予算実施計画にお示ししています、営業費用の管渠費、ポンプ場費、処理場費のそれぞれの修繕費用を増額し対応するものでございます。また、資本的収入及び支出予算の支出が増額となった主な理由としましては、東深川浄化センター汚泥消化設備改築工事等を行うため、予算書の 6 ページ、予算実施計画にお示ししています、公共下水道の工事請負費が増額となったもので、収入が増額となった主な理由としましては、資本的支出の増額に伴いまして、財源手当として施設整備事業債を増額したものでございます。以上です。

林委員 次に予算書 2 ページにあるですね、2 ページの第 5 条の債務負担行為予算についてなんですけれども、債務負担行為として 2 年間で 8 億 6,270 万円がこれ計上されております東深川浄化センター汚泥消化設備改築事業の内容と併せて改築工事の内容についてお尋ねします。

西島下水道課主幹 それでは債務負担行為の事業内容と改築工事の内容についてのお尋ねにお答えさせていただきます。東深川浄化センターでは、平成 24 年度に策定しました長寿命化計画に基づき現在、改築工事を実施しています。平成 30 年度、平成 31 年度の債務負担行為による整備内容は汚泥消化槽の 2 系列あるう

ちの1系列に当たるんですけど、平成元年に整備されて、整備後29年が経過しております。そういったことで設備機器の耐用年数は概ね15年とされておりますので、耐用年数を大幅に経過しておりますので、老朽化による処理機能の低下ということが当然懸念されることから、新しい整備する消化槽では攪拌方式を現在はガス攪拌として、攪拌を行ってますが、効率の良い機械攪拌へ方式へ変更する予定としております。また、消化槽は消化を促進するために加温しておりますけれど、その加温するためのボイラー施設も、安定した汚泥処理を出来るようにということで将来的にまた、維持管理費の低減を図るという目的も併せてボイラーを温水ボイラーに変更する予定としております。次に、改築工事、今後、こういったものがあるかということなんですけれども、これまで長寿命化計画を基に、主ポンプや水処理施設、汚泥処理施設、電気設備としては監視制御設備、受変電設備等の機械設備や電気設備を中心に改築工事を実施しております。長寿命化計画の最終年度であります、平成31年度には、沈砂池施設、汚水が流入してくる最初に受け入れる施設なんですけれども、その改築工事を予定しております。また、既設の土木施設や建築施設はですね、現在、耐震基準が平成9年の新たに定められましたけれども、基準以前に建てられた施設が多くありまして、耐震性能が十分ではありません。そういったことから、詳細な耐震診断を実施して、その結果に基づいて土木施設や建築設備の耐震化を図る必要があるかと考えております。いま申しましたように、今後も処理施設は順次、更新時期を迎えます。現在、ストックマネジメント計画中でございますけれど、その計画に基づいて効率的な維持管理を実施しながら必要に応じて改築工事を進めようということに考えております。

林委員 平成30年度ですね、当初予算全体についてお尋ねしたいんですけど、企業会計ですからね、当然、経営指標となる使用料単価、汚水処理原価、経費回収率をこういったものをどのように見込まれて、当初予算を編成したのかその内容について、ちょっとお尋ねします。

谷村下水道課長 平成30年度当初予算では、有収水量1^m3当たりの使用料収入となる使用料単価は、公共で143円77銭、農集で144円14銭、漁集で145円49銭となっており、全体では、143円96銭となります。また、もう一方の有収水量1^m3当たりの汚水処理費を示す汚水処理原価は、公共では152円15銭、農集では241円55銭、漁集では281円35銭で、全体では、181円81銭となり、これによりまして経費回収率では、公共では94.5%、農集では59.67%、漁集におきましては51.71%となり全体では、79.18%となる予定でございます。以上です

林委員 経費回収率が79.18%ということでしたが、企業会計というのは年間を通じて執行の過程でこの回収率が上がるように投資をするわけなので、これは

決算を見ながら、また質疑をしていきたいというふうに考えています。それで最後になりますけれども平成 30 年度からご承知のように水道と下水道が、事業課が統合してですね、上下水道局として運営することになりますけれども、今回、平成 30 年度予算を編成するうえで、ちょっとこれまでと変わったところはあったのか、ありましたらこの点についてお尋ねして質疑を終わらせて頂きます。

谷村下水道課長 平成 30 年度からいま言われましたとおり、水道と下水道、2 つの事業を上下水道局として運営することとなりますが、水道運営に要する費用は水道料で、下水道運営に要する費用は下水道使用料で賄うことが原則となりますので、予算を編成するうえで変わったところはございませんが、共通した部分をまとめて運営することにより今後、事務経費が節約できると思っております。

南野委員長 ほかにご質疑ありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 32 号「長門市都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 議案第 32 号の補足説明をさせていただきます。都市公園法施行令の一部改正によりまして、これまで国の一律に定めていた運動施設率の上限を条例で定めることとされたことから、長門市都市公園条例で定めるものでございます。これまでの施行令によりまして都市公園における運動施設率について公園面積の 100 分の 50 を上限とする基準が設けられておりました。本市におきましては小河内公園、それから長門市総合公園、二つの都市公園がございまして、今後の運動施設の改修にあたって従来の基準が支障となる見込みがないことから現行の国の基準を参酌し 100 分の 50 とするものでございます。以上です。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 今の部長の方から補足説明がありましたが、長門市公園条例の一部改正の具体的内容についてお伺いいたします。

福田都市整備係長 概要については、今説明がありましたが、昨年の 6 月 15 日に都市緑地法等の一部を改正する法律および関係政省令が施行されたことに伴い都市公園法施行令が一部改正されたことによるものでございます。従来の施行令ですと、都市公園の運動施設の敷地面積に対する割合、これを運動施設率といいますけれども、これについて 100 分の 50 を上限とする基準が設けられておりました。これに伴い改正により、地方公共団体が地域の実情に応じた基準

を条例で定めることとされたものでございます。これは運動施設のバリアフリー化等の改修等を想定しているものでございますが、これらの改修にあたり従来の基準が支障となっている事例が生じていることから、その従来の基準を参酌した上で、地方公共団体が地域の実情に応じた基準を条例で定めることができるとされたものでございます。本市におきましては今後、運動施設の改修等バリアフリー化等の改修が起こった場合におきまして、従来の指標が長門市総合公園であれば 100 分の 32.3。小河内公園であれば 100 分の 34.9 であるところでございますけれども、これらを改修する際に、これが支障となる見込みがないと今、判断しております。これによりまして条例で定めております、運動施設上限は、現行の国の基準を基に 100 分の 50 とするとしたものでございます。以上です。

南野委員長 ほかにご質疑はございませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 32 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 35 号「市道路線の認定及び変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 市道路線の認定及び変更でございます。長門湯本温泉観光まちづくり事業に関連しまして、新たに 2 路線の認定、及び 1 路線につきましては起点は変わりませんが終点の変更を行うものでございます。議案参考資料の 89 ページから 91 ページに図面を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上でございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 35 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。以上で文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。